

交通ルールも
守ってね

もしもの故障に
「点検整備」

もしもの衝突に
「ヘルメット」

もしもの事故に
「保険加入」

フタコレンジャー

自転車の “もしも”に備えよ! 保険・点検・ヘルメット!

自転車に関する都条例・区条例※が令和2年4月1日から変わります

- 📌 自転車利用者は自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられます。
- 📌 13歳未満の子どもは、自転車乗車時のヘルメット着用が保護者に義務付けられます(10月1日から)。
- 📌 自転車利用者は自転車の点検整備に努めなければなりません。
- 📌 自転車を通勤・業務に使用する事業者は従業者に対し、これらの情報を適切に提供するよう努めなければなりません。
- 📌 自転車販売店、自転車貸出業者、駐輪場運営者、学校設置者、保育所・託児所等の運営者は利用者に対し、これらの情報を適切に提供するよう努めなければなりません。

※世田谷区自転車条例および、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

🚲 + 📱 ❌ ながらスマホは**厳禁** ❌

お問い合わせ先 世田谷区土木部交通安全自転車課 03-5432-2515